（掘削前調査の方法）

第五十九条の二　指定調査機関は、掘削対象地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

2　指定調査機関は、前項の規定により把握した情報により、掘削対象地において当該掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める特定有害物質の種類について、試料採取等の対象とするものとする。

一　掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る土壌汚染状況調査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質の種類について、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる場合　当該特定有害物質の種類

二　掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれが生じたと認められる場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該特定有害物質の種類

ロ　前項第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものの土壌を含むロット（イに掲げるロットを除く。以下「一部対象ロット」という。）がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるロット

(1)　第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか一の一部対象ロット

(2)　第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める一部対象ロット

(イ)　掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットの数が六以上である場合　当該掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか五の一部対象ロット

(ロ)　掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットの数が五以下である場合　当該掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さのすべての一部対象ロット

五　前号の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分（当該ロットにおいて基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分）において掘削直後に、任意の五点の土壌を採取すること。

六　前号の規定により採取された五点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。

七　第四号（同号ロ(2)に係る部分に限る。）の規定により掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さのロットのうち二以上の一部対象ロットが試料採取等の対象とされた一部対象ロットである場合にあっては、当該二以上の一部対象ロットに係る前号の規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

八　前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物に係る測定を行う場合にあっては、第五号の規定により採取された五点の土壌のうち任意の一点の土壌）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

（新規）